

様式第11号

堺市老人クラブ活動補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

校区名
クラブ名
会長

様

堺市長



年 月 日付けで交付申請のあった標記の補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

補助年度	年度	補助金の名称	堺市老人クラブ活動補助金
補助金交付額	円		
交付予定時期	金額一括 年 月 ※ただし、交付の時期は、活動実施時期変更その他の事情により変更することがある。		

- 1 補助金は別に定めるところにより交付する。
- 2 補助条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
 - (2) 活動等の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 堺市補助金交付規則(平成12年規則第97号)の規定に従うこと。
 - (5) 補助事業完了後30日以内に別に定めるところにより実績報告書を市長に提出すること。
 - (6) 補助条件に違反し、若しくは市長の指示に従わないとき、又は補助金に残額が生じたときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
 - (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。